

改善命令一覧（令和 5 年 10 月 26 日時点）

年	月	処分内容	処分理由	処分対象者	履行状況
3	10	改善命令	<p>・法第 19 条の 3 第 2 号(法第 12 条第 1 項(令第 6 条第 1 項第 1 号ホ))</p> <p>事業者は、あわら市北疋田の事業場に設置した保管場所に、政令で定める基準を超える量の廃棄物を長期にわたり保管していたものである。これは処理基準違反にあたるため、改善命令を発令した。</p> <p>改善期限: 令和 3 年 11 月 8 日</p>	株式会社 MRS	履行済
5	10	改善命令	<p>・法第 19 条の 3 第 2 号(法第 12 条第 1 項(令第 6 条第 1 項第 1 号ホ))</p> <p>事業者は、坂井市丸岡町一本田の事業場内で、政令で定める基準を超える量の廃棄物を保管していたものである。これは処理基準違反にあたるため、改善命令を発令した。</p> <p>改善期限: 令和 5 年 11 月 26 日</p>	株式会社 サンセツ ト	未履行